

京都市告示第709号

平成29年3月31日京都市告示第703号の一部を次のように改めます。

令和6年3月29日

京都市長 松井 孝治

柱書中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

本文第1項中「第12条」を「第13条」に、「第9条」を「第10条」に、同第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料減免申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料減免申請書」に改める。

別記様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料減免申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料減免申請書」に改め、「押印又は署名」及び「印」を削除し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)